

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は安定型最終処分場で埋立処分が可能か？っていうものでしたね。

宿題Q、次のうち、安定型最終処分場に埋立処分できないものはどれか。

- (1) 石膏ボード
- (2) 破碎されたがれき類
- (3) 石綿含有廃棄物の熔融処理生成物
- (4) レンガくず
- (5) 破碎された廃タイヤ

### 【解説】

「産業廃棄物処理基準」として政令第6条1項第3号において埋立処分の方法について規定されている。その中で安定型産業廃棄物の種類が列挙されている。なお、(3)は政令イの第6番目の安定型品目で環境大臣が指定する産業廃棄物である。

正解 (1)

安定型最終処分場に埋められるのか、ダメなのかは現実的にも大きなポイントです。もちろん周辺環境の理由もあるのですが、なんといっても処理料金に関わってきます。前回解説したとおり、管理型最終処分場と安定型最終処分場では建設費や維持管理費に大きな違いがあるのです。そして、その違いは当然、処理料金に直結します。処理料金を安く済ませたいとして、本来安定型最終処分場に入れてはいけない腐敗物などが入ってしまうと地下水汚染に繋がるってことでしたね。ですから、処理業者、最終処分場設置者はもちろんのことながら、排出事業者も十分に注意しなければいけません。と言うことで、確認のためもう一問。

Q、次のうち、安定型最終処分場に埋め立てできる産業廃棄物はどれか。

- (1) パルプセメント板の破片
- (2) 木毛セメント板の破片
- (3) 鉄筋の入ったコンクリート片
- (4) 窯業サイディング材の破片
- (5) パーティクルボード

## ～廃棄物処理問題～

### 【解説】

パルプセメント板、木毛セメント板や窯業サイディング材は原料の一部にパルプを含んでおり、木くずとがれき類の混合物となり、安定型最終処分場には埋め立てできない。埋め立てるなら管理型最終処分場に埋め立てする必要がある。また、パーティクルボードは木くずであり、同様である。

正解（3）

さて、連載を続けてきたこのコラムですが、早いもので次回で一周年となります。一周年記念として、レベルはぐっと上がりますが行政処分について出題してみます。



### 宿題Q

次のうち、行政処分である措置命令の対象者(被命令者)として、誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者にマニフェストを交付しなかった排出事業者
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の命令要件になる行為をしたとき、当該者に産業廃棄物の種類や数量を記載しないマニフェストを交付した排出事業者
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者。
- (4) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その行為が法人業務に係るものであれば、当該法人
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その許可をした都道府県知事

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。

BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 プロフィール

山形県山形県技術吏員として入庁。廃棄物処理法、浄化槽等を29年間担当。廃棄物に関する豊富な知識と経験を生かし、BUN環境課題研修事務所を開設、今日に至る。

主な著書：「土日入門 廃棄物処理法」、「どうなってるの？廃棄物処理法」、「ここまでわかる！廃棄物処理法問題集」、「廃棄物処理法の重要通知と法令対応」など